



令和5年度 大人の女性の風しん予防接種の助成



風しんは、妊娠初期に感染すると風しんウイルスが胎児に感染し、「先天性風疹症候群」という先天異常を起こす可能性があります。

現在、妊娠を予定または希望することの多い年齢層で、風しんの抗体保有率が低い状況にあります。「先天性風疹症候群」の予防のため、令和5年度は、下記の助成対象者に限り風しん予防接種の接種費用の一部助成をします。

助成対象ワクチン	風しんワクチン又はMRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）
助成対象者	下記の①～③のすべてに当てはまる対象者 ① 豊明市内に居住し、妊娠を希望する女性で出産経験がない人 ② 風しんワクチン(MRワクチン(麻しん・風しん混合ワクチン)を含む)等の接種歴及び風しん既往歴のない人 ③ 令和5年4月1日以降風しん抗体検査をうけ、抗体が不十分であると確認できた人 ※風しん抗体検査につきましては、愛知県が「風しん抗体検査事業」を実施しています。この事業をご利用になりますと、風しん抗体検査を無料で実施できます。 詳細は、愛知県瀬戸保健所（0561-82-2196）または瀬戸保健所豊明分室（0562-92-9133）までお問い合わせください。
助成金額	接種費用の2分の1の金額（上限 5,000 円）を助成。ただし生活保護世帯の人は全額助成。※接種費用は各医療機関によって異なります。
助成対象となる接種期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
助成申請期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
申請の流れ	① 風しん抗体検査事業による風しん抗体検査を受け、抗体が十分でないを確認し、風しん抗体検査の結果票を受け取る（検査の結果、風しんの感染予防に十分な抗体を持っていると判定された人は、市の予防接種の助成対象にはなりませんので、ご注意ください。） ② 医療機関（指定はありません）で直接、助成対象ワクチンを接種し、全額支払い後、接種を証明できる領収書（被接種者氏名・接種年月日・予防接種名・金額・医療機関名の印の内容記載が必要）を受け取る。 ③ 健康推進課へ申請する （申請書は健康推進課で配布もしくはホームページでダウンロード出来ます） ◆申請に必要なもの… 風しん抗体検査結果票、風しん予防接種の領収書、振込先金融機関の口座等がわかるもの ★ 不明な場合は健康推進課へお問い合わせください。
接種における留意点	接種する場合は、ワクチンによる胎児への影響を避けるため、接種前1か月間と接種後2か月間は避妊しましょう。

<問合せ先>

豊明市役所 健康推進課

住所：新田町子持松1番地1

電話：0562-85-3009



風しんとは？



風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間で治るので「三日ばしか」とも呼ばれることがあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は患者3,000人に1人、脳炎は患者6,000人に1人くらいです。大人になってからかかると重症になります。

妊婦が妊娠早期にかかると、先天性風疹症候群と呼ばれる病気により心臓病、白内障、聴力障害などの傷害を持った児が生まれる可能性が高くなります。

風しんワクチン、MRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）とは風しんウイルス及び麻しんウイルスを弱毒化してつくったワクチンです。

予防接種における副反応について



今回、助成の対象となる【大人の風しん予防接種】は、市町村が接種費用の一部を補助する任意予防接種として位置付けられています。従って、ワクチンは定期予防接種として位置づけられている風しんワクチンもしくはMRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）と同じものですが、副反応の対応としては任意予防接種として扱われます。接種に際しては、ワクチンの作用・副反応を十分理解したうえで判断して、接種してください。

（１） 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）、発疹などが比較的高い頻度（数％から数十％）で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

（２） 重い副反応

予防接種を受けたあと、接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けて下さい。症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ副反応の報告が行われます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれ（百万から数百万人に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。

（３） 紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

（４） 予防接種による健康被害救済制度

任意予防接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となる場合があります。

「予防接種と子どもの健康」「予防接種ガイドライン」より一部抜粋